

三木 義一  
青山学院大学学長

## ポイント

- 基礎控除上げは評価できるがなお不十分
- 税額控除は複雑ながら低所得者には有利
- 税を通じた格差縮小の是非を国民に問え

昨年末に2018年度の税制改正大綱が示された。本稿では、税制と負担能力調整装置としての各種「控除」のあり方に絞り課題を述べたい。

今回の改正では、基礎控除を25年ぶりに10万円引き上げる。このことは評価したい。基礎控除は憲法で保障された最低限の生活保障の税法版だからだ。健康で文化的な最低限の生活が可能な所得しかない人に課税すると、その人の最低生活は保障されない。諸外国でも個人所得課税では当然の前提とされている。

日本はこの金額がこれまで38万円と極端に低かった。財務省は給与所得控除や社会保険料控除も含めて国際比較をするが、そもそもそれは理論的には誤りだ。仮にそれが正しいとしても、給与所得者のみに当てはまるものだ。基礎控除の引き上げはその意味で妥当だが、理論的には生活保障の生活費にあたる生活扶助の平均額と同額（現行80万円程度）にすべきだ。所得がない人には生活扶助が支給され、その金額以上の所得については税を負担するの

が正しいはずだからだ。基礎控除引き上げは相当な減収をもたらす。そこで今回の改正では、給与所得者の給与所得控除と年金所得者の公的年金等控除を同額引き下げ

## 税制改正 残された課題 ①

# 所得控除より税額控除を



みき・よしかず 50年  
生まれ。中央大法卒、一門橋大博士（法学）。専門は租税法

という奇手を打ち出した。

給与所得控除は、給与所得者に対して年末調整を強制するために、必要経費の実額控除の代替措置として導入されたものだから、基礎控除とは全く質が異なる。

公的年金等控除は1988年、年金が給与所得から切り離され雑所得に区分された時に導入された。勤務していない年金所得者に給与所得控除を適用するのはおかしいという観点から区分されたはずだった。だが最終的に負担調整の名目で給与所得控除と同様の控除を設けたことで、何のための区分だったのかよく分からない。

## 「給付付き」で低所得者支援

費の実額控除がでず不利とみられていたが、今度は給与所得控除で優遇されているとの指摘を受け、給与所得控除が引き下げられた。給与所得者にも必要経費の実額控除を

今回の改正では年収850万円を超える会社員の給与所得控除額が195万円に引き下げられた。なぜ850万円超を対象とすることが妥当なのかについて説明はない。

加えて、23歳未満の扶養親族や特別障害者の扶養親族を有する者などに負担増が生じないような調整措置も入れた。だが給与所得にこうした複雑な人的控除の要素を組み込むことに、どれだけの意味があるのだろうか。

また基礎控除額については合計所得金額2400万円超で通減し、2500万円超でゼロにすることになった。本来、健康で文化的な最低限度の生活費の控除は万人に保障すべきものであり、高額所得者に不要とは言いつれない。

私見によれば、税額控除制

度を超えていくと給付付きの制度につながる。それは所得税の枠内にとどまらず、税制全体、例えば低所得者の消費税負担も所得税の税額控除に組み込んで還付するような制度につながる。さらには還付すべき税額分を社会保険料に充当するような税と社会保険料の統合にもつながりかねないとの懸念があるように思われる。この方向に進むと、税と保険料全体を通じた格差調整措置になり、役所の既得権益とも衝突しかねない大がかりなものになるからだ。

17年度の改正で、一定の所得以上の人には配偶者控除を適用しないように制度変更したのも同様に問題がある。配偶者控除は理論的には、所得がない配偶者の健康で文化的な最低限度の生活費分を拠出していることを調整するものだからだ。ただ所得控除では高額所得者の負担軽減効果が大きくなるので、それを防ぐために「消失控除」という方法を採用したといえる。

なぜこうした複雑な仕組みにするのだろうか。従来の所得税法が所得控除方式を採用した最大の理由は、計算が簡便なことにある。各自の所得金額から直接控除し、ゼロになれば税額をわざわざ計算しなくても済むからだ。

一方、税額控除方式は高所得者にも低所得者にも同額の税額控除をするので、相対的に低所得者に有利な控除制度となる。しかしいったん税額まで計算してから控除する仕組みのため、複雑になるというデメリットがある。税制の簡便性を犠牲にするのであれば、いっそのこと税額控除方式に切り替えるべきだ。

17年度の自民党の税制改正大綱では、税額控除も検討対象に含めていた。しかし18年度の与党大綱では、自民・公明政権はあくまでも所得控除にこだわらながらも、他方でその簡便性を犠牲にして調整することを宣言したように思われる。なぜそこまで税額控除に抵抗するのだろうか。

確かに高所得者の方が有利だ。今回の税制改正はこのことを前提に高所得者の控除額を少しずつ減らす消失控除という複雑な仕組みを入れ、差を縮小しようとしたようだ。では税額控除にするとどうなるか。100万円の所得控除に代えて15万円の税額控除にしてみよう（B）。高所得者も15万円しか税負担が軽減されないの、500万円の人の

税負担軽減効果が相対的に大きくなる。しかし200万円の人の税負担はもとも10万2500円なので、その分しか軽減ならない。従って税額控除だけでは不十分なので、差額を給付する制度にしたらどうだろうか。これを給付付き税額控除といい、海外でも多くの国が採用し始めている。仮にすべての所得控除をまとめて20万円の税額控除に切り替えれば、200万円の人は10万2500円の税負担がなくなり、さらに9万7500円が給付される（C）。その結果、すべての層の軽減額が同額になり、低所得者の税負担軽減効果が大きくなる。さらに健康で文化的な最低限度の生活費支出に含まれる消費税分についても所得税の税額控除に含めてみる。仮に1人5万円ならば3人家族の場合、200万円の人はさらに給付額が15万円上乗せされる（D）。これが消費税の欠点である逆進性を緩和する最も有力な手段だ。2年前に与党が選択した軽減税率（E）は逆進性の緩和効果がほとんどなく、様々なトラブルや業界との癒着を招きかねない。人工知能（AI）の発展による超格差社会の到来が予想される今日、税を通じて所得格差を縮めるべきか、そしてどんな方法で格差縮小を進めるかは重要な政治判断だ。だからこそ、こうした重要な方向性についての判断は選挙で主権者に問うべきであり、野党も対案を示すべきだ。与党の支持者も今後の税制の方向性を議論すべきだろう。

所得額	200万円	500万円	1500万円
A. 所得控除 (100万円)	5万2500円	20万円	33万円
B. 税額控除 (15万円)	10万2500円	15万円	15万円
C. 給付付き税額控除 (20万円)	20万円 (うち給付は9万7500円)	20万円	20万円
D. 消費税額控除加算 (※1)	35万円 (うち給付は24万7500円)	35万円	35万円
E. 消費税軽減税率 (※2)	7000円	1万6000円	3万5000円

(※1) 消費税額控除額を1人5万円と仮定し、3人家族の場合  
(※2) 民間税調2016年大綱に示されている土居英二・静岡大名誉教授の試算を参考にした